

産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額する制度がスタートします

【制度の概要】

令和6年1月1日から、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税（均等割額、所得割額）を減額する制度が、始まりました。（令和5年11月以降に出産の場合に減額対象となります）

○ 対象となる方

かほく市国民健康保険に加入している人で妊娠85日（13週目）以降に出産する（した）人（死産・流産等も含みます）

○ 対象期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から **4ヶ月間**

多胎妊娠の場合は、 出産予定日または出産日の属する月の3ヶ月前から **6ヶ月間**

※ただし、令和5年度については、対象期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

○ 保険税が減額となる金額

上記の対象期間の所得割額と均等割額の全額（平等割に係る税額は減額の対象外）

※ **所得割額と均等割額に係る年税額 ÷ 12ヶ月 × 対象期間**

対象期間が年度をまたぐ場合は、それぞれの年度の税額から減額されます。

産前産後期間の保険税が「0」になるとは限りません。

○ 届 出

届出は出産予定日の **6ヶ月前から可能**です。

妊娠されたことがわかる書類（母子健康手帳等）、本人を確認できる書類をご準備下さい。

【手続き（届出）の流れ】（国民健康保険被保険者）

① 妊娠を確認したとき

こども家庭課で『母子健康手帳』の交付後

⇒ 出産予定日の6ヶ月前から**保険医療課で『国民健康保険税の減額』**の届出可能。

② 他の市町村で『母子健康手帳』を交付後に、かほく市に転入したとき

市民生活課で『転入』の手続き後

⇒ こども家庭課で『母子健康のしおり（妊婦健診の受診票）』受領後

⇒ **前住所地で国民健康保険に加入していた方は、保険医療課で『国保の加入』手続き**

出産予定日の6ヶ月前から**保険医療課で『国民健康保険税の減額』**の届出可能。

前住所地での国保の加入、産前期間の減免の状況を確認します。

③ 上記の①②での手続きを行わず、子どもが生まれたとき

市民生活課で『出生届』の手続き後

⇒ こども家庭課で『母子健康のしおり（産婦健診・乳児健診の受診票）』受領後

⇒ 出産後、**保険医療課で『国民健康保険税の減額』**の届出。

生まれたお子様も国保に加入の場合は、『**国保の加入**』の手続きもお願いします。

電子申請による届出も可能です
申請はこちら



（注意）国民年金1号被保険者の場合は、国民年金保険料の免除に係る手続きも行います。

問い合わせ先 かほく市 健康福祉部 保険医療課
電話 283 - 7123